

## 第4章 2017年ドイツ支払サービス監督法—規制対象を中心として

神作裕之

### 1 対象

#### (1) 決済法制の見直しの動向

金融庁に設置された金融制度スタディ・グループ（以下、「SG」という）は、同一の機能・同一のリスクに対しては同一のルールを適用するものとする横断的・機能的な金融サービス法制の整備に際する基本的な考え方を中間的に整理した<sup>(80)</sup>。そこでは、決済サービス提供者を介して取引に伴い発生した債権債務関係を解消することについては、為替取引に該当しないものでも、金融の「機能」の1つである「決済」に含めるほか<sup>(81)</sup>、決済に用いられる手段が資金以外であっても、物々交換とは異なり、商品・サービスの対価を支払う手段として広く認知されているものである場合には、資金に準ずるものとして金融の「機能」の1つである「決済」に含めて取り扱う方向性が示された<sup>(82)</sup>。

SGは、決済に関して、さらに審議を進め、現行の決済法制について、次の3つの課題があると指摘した上で、以下のような基本的な考え方を打ち出した<sup>(83)</sup>。すなわち、第1に、キャッシュレス化の推進が必要である中、決済手段・サービスに関連してリスクに応じた過不足のない規制の整備を通じて利用者ニーズに応えたり、利便性が高く安心・安全な送金サービスを実現したりしていくことが必要であり、たとえば資金移動業者が提供する送金サービスの上限額について検討を要する。第2に、情報通信技術の発展等により決済手段・サービスの提供・利用のされ方が変化しており、たとえばIC型やサーバ型の前払式支払手段の提供・利用のされ方は銀行や資金移動業者の送金サービスに類似しており、決済法制の観点から検討する必要がある。第3に、資金決済法の制定から約10年が経過し、各種決済手段・サービスの提供・利用の実態や事業者が有しているリスクが具体的に確認されつつあり、将来の課題とされた収納代行やポイント・サービスについて改めて検討する必要がある<sup>(84)</sup>。

課題に対しては、決済手段・サービスの柔軟な提供の障壁となる規制の縦割構造を解消するとともに、機能・リスクが同一であるにもかかわらず課される規制が異なることによる規制のアービトラージを防ぐために、規制を横断化するとともに、決済手段・サービスの態様や規模によって異なる、利用者保護の観点からのリスクに応じて規制を柔構造化する

---

(80) 金融審議会「金融制度スタディ・グループ中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—（平成30年6月19日）」。（以下、「中間整理」という）。  
<[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20180619/chukanseiri.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180619/chukanseiri.pdf)>

(81) 「中間整理」前掲注(1)7頁。

(82) 「中間整理」前掲注(1)7頁（注）。

(83) 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」『「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉』（2019年7月26日）」。（以下、「基本的な考え方」という）。

<[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20190726/houkoku.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190726/houkoku.pdf)>

(84) 「基本的な考え方」前掲注(4)7～8頁。

ることが目指された<sup>(85)</sup>。

SGのように「決済」を広く捉える場合には、決済手段・サービスについて類型化する必要があると考えられる。SGでは、資金移動業においては、送金額に応じた規制による柔軟化を提案する<sup>(86)</sup>。また、第三者型かつIC型・サーバ型の前払式支払手段については送金サービスに類似した機能を果たしつつあるとして、前払式支払手段と資金移動業との間に現行法上利用者資金の保全に関する規制が異なっているため規制を横断化する必要性を指摘した上で、取扱額に応じた規制の柔構造化などリスクに応じた規制を提案している<sup>(87)</sup>。さらに、収納代行の形式をとりつつ実質的に個人間送金を行う「割り勘アプリ」などのサービスが決済の機能を提供していることから、資金決済法上の資金移動業に該当することを明らかにした上で、リスクに応じた規制を検討することを提言する<sup>(88)</sup>。

SGは、さらに、キャッシュレス化を推進し利便性の高い送金サービスを実現していく観点からは、プリペイドとポストペイを組み合わせたシームレスなサービスが多様な主体から提供されていくことが望ましいとして<sup>(89)</sup>、ポストペイ・サービスについては、銀行法上の銀行業免許、貸金業法上の貸金業登録または割販法上の信用購入あっせん業の登録といった信用供与に関する規制が問題になるが、少額での利用に限定されたサービスであれば、過剰与信防止を適切に確保しつつ、リスクに応じた規制の合理化を図るべきであると提言する<sup>(90)</sup>。

## (2) 横断的・機能的な決済法制としてのドイツ支払サービス監督法

SGでは、横断的・機能的な決済法制の例として、EUの第2次支払サービス指令について紹介がなされた<sup>(91)</sup>。(1)で述べたように、決済に関し、同一の機能・同一のリスクに対し同一の規制を行う場合には、EUまたはその加盟国において、支払サービスという観点からどのような類型化が行われ、監督法上の規制が行われているかを概観することは、現在行われている日本の議論にとって参考になり得ると考えられる。

EUでは、2007年に第1次支払サービス指令が制定され、2015年に制定された第2次支払サービス指令によりその適用範囲が拡大されたほか、利用者保護をさらに向上させるための見直し等がなされた。その背景には、支払サービスの電子化によるキャッシュレス化が大幅に進展し、金銭を用いる場合のコストを削減し決済等の簡素化が進む一方、支払サービスに係る濫用の危険が増加し、情報保護やシステムの安定性に対するリスクが増加

(85) 「基本的な考え方」前掲注(4)8頁。

(86) 「基本的な考え方」前掲注(4)10～12頁。

(87) 「基本的な考え方」前掲注(4)13～14頁。

(88) 「基本的な考え方」前掲注(4)15頁。

(89) 「基本的な考え方」前掲注(4)19頁。

(90) 「基本的な考え方」前掲注(4)19～20頁。

(91) 金融審議会金融制度スタディ・グループ第1回事務局説明資料13頁(平成29年11月29日)。  
<[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/seido-sg/siryou/20171129/siryou.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/seido-sg/siryou/20171129/siryou.pdf)>

し、また、EU 特有の事情であるが加盟国により手数料の取扱いが異なるなど市場の統合が阻害されていたという事情があった。第 2 次支払サービス指令は、これらの問題に対処し、支払サービスに係るイノベーションを促進して利用者にとっての安全性及び利便性の向上に努めることを目的としている。

他方、ドイツ法は、もともと支払サービスの中核部分は信用制度法において規制していたが、EU の第 1 次支払サービス指令及び電子マネー機関指令の国内法化に伴い、2007 年に旧支払サービス監督法という単行法を制定した。2017 年には旧支払サービス監督法を廃止し、2015 年第 2 次支払サービス指令の監督法部分を国内法化した新支払サービス監督法を制定した<sup>(92)</sup>。旧支払サービス監督法は、信用制度法から支払機関と電子マネー機関についての規制を切り出していたが、新支払サービス監督法は、第 2 次支払サービス指令を国内法化するために新たに口座情報サービス業及び支払指図伝達サービス業を規制対象に加え、統合・整理した。

本稿では、ドイツ法の状況を支払サービス監督法の適用範囲とりわけ支払サービスをどのように類型化しているかを中心に概観し、日本法への示唆を得たい。

## 2 支払サービスに係る EU 指令

### (1) 概観：ドイツ支払サービス監督法との対応

EU では、ユーロ支払圏（*einheitliche Euro-Zahlungsverkehrsraum*；英語では、Single Euro Payments Area（SEPA）という）の創設を目指し、1990 年代以降、多くの指令や規則等が制定されている。その目的は、一言でいえば、EU に属するどの場所からでも、支払口座を簡便かつ安全に利用できるようにするためである。そのためには、支払サービス業に対する信頼性と安全性の確保が必要になる。

以下、主要な指令や規則を掲げ、そのうちドイツの支払サービス監督法が主としてどの指令等を対象にしているのかを述べる。

まず、指令ではないが、欧州委員会は、1990 年に「国境を越えた金融取引における銀行条件の透明性の向上に関する勧告」を公表した。この勧告において、前述した、ユーロ支払圏（SEPA）の創設という理念が打ち出された。支払法制に関する初めての指令は、1994 年に制定された国際振込指令である<sup>(93)</sup>。その後、1998 年に第 1 次電子マネー機関指令が制定された。2001 年には国境を越えた決済に関する規則、2006 年には資金移動規則が制定された。2007 年には、第 1 次支払サービス指令が制定された。2009 年に第 2 次電子マネー機関指令と国境を越えた支払に関する規則、2012 年には SEPA 規則が制定され

(92) Gesetz zur Umsetzung der Zweiten Zahlungsdiensterichtlinie vom 17.07.2017 - Bundesgesetzblatt Teil I 2017 Nr. 48 21.07.2017, S. 2446.

(93) Richtlinie 97/5/EG über grenzüberschreitende Überweisungen. なお、ドイツでは、国際振込指令は、振込法による民法改正により国内法化された。Überweisungsgesetz (ÜG) vom 21.07.1999, Bundesgesetzblatt Teil I 1999 Nr.39, S. 1642. 国際振込指令とドイツ法の国内法化については、岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣、2003 年）10～12 頁、389～407 頁参照。

た。2015年に第2次支払サービス指令が制定された。

ドイツ支払サービス監督指令は、このうち、1998年と2009年の2つの電子マネー機関に関する指令、及び2007年と2015年の2つの支払サービス指令のうち監督法部分を国内法化するものである。

なお、2014年に制定されたEUの支払口座指令<sup>(94)</sup>、ドイツでは2016年に国内法化され、支払口座法が制定された<sup>(95)</sup>。同法は、消費者に対し基礎口座を開設する法的請求権を付与した。基礎口座とは、現金の払込、現金の払出、振替、ラストシュリフト及びカード支払を可能にするものである。同法は、さらに、口座の対価の比較可能性を高め、口座提供者を変更することを容易にしている。

## (2) 支払サービス指令の目的

EU第1次支払サービス指令<sup>(96)</sup>の目的は、(1)の冒頭に簡潔に述べたとおりユーロ支払圏(SEPA)の創設の一環であるが、EU域内における支払が、時間及びコストのかかるものとなっており、かつ、地域によりバラバラであったところ、その現代化及び統一化を図り、利用者の利便向上に資するというものである。EU支払サービス指令の基本的な考え方は、次のとおりである。

第1は、欧州内部市場における支払サービス・電子マネーに係る市場の調和である。その際、小切手等による支払を排除し、完全な電子化と統一化を図るという方向性が採用された<sup>(97)</sup>。そのためには、EU全域において支払サービスが相互関連性・一体性・閉鎖性をもって行われる必要があるとされ、あらゆる支払サービスが包括的に法規制の対象になり、支払サービス指令上の支払機関の要件を満たさない者によるサービス提供が行われないうにすることが肝要であるとされた。

このことは、EU全域における支払サービスに対する監督も統一的に行われることを必要とする。監督法を統一する必要があるのは、支払機関が望ましくない状態や事態に陥ることを防止または排除し、リスクを回避するとともに、支払サービス等のイノベーションを促進するためである。後者は、とりわけ、すべての市場参加者の競争条件がEU全域で

---

(94) Richtlinie 2014/92/EU des Parlaments und des Rates vom 23. Juli 2014 über die Vergleichbarkeit von Zahlungskontoentgelten, den Wechsel von Zahlungskonten und den Zugang zu Zahlungskonten mit grundlegenden Funktionen Text von Bedeutung für den EWR.

(95) Gesetz über die Vergleichbarkeit von Zahlungskontoentgelten, den Wechsel von Zahlungskonten sowie den Zugang zu Zahlungskonten mit grundlegenden Funktionen (Zahlungskontengesetz -ZKG) vom 11.04.2016.

(96) Richtlinie 2007/64/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 13. November 2007 über Zahlungsdienste im Binnenmarkt, zur Änderung der Richtlinien 97/7/EG, 2002/65/EG, 2005/60/EG und 2006/48/EG sowie zur Aufhebung der Richtlinie 97/5/EG (Zahlungsdiensterichtlinie; ABl. EG Nr. L 319, 05.12.2007, S. 1).

(97) Erwägungsgrund zur Richtlinie von 2007/64/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 13. November 2007 über Zahlungsdienste im Binnenmarkt, zur Änderung der Richtlinien 97/7/EG, 2002/65/EG, 2005/60/EG und 2006/48/EG sowie zur Aufhebung der Richtlinie 97/5/EG, Paragraphen 40 und 43.

同一であり、規制上の中立性を確保することにより競争が促進されることが期待されている。すなわち、支払サービス指令には、競争保護という観点が盛り込まれているのである<sup>(98)</sup>。

第2は、金融システムの安全性・安定性の確保である。支払サービス業及び電子マネー業が、支払システムに関連するものであるため、その業務上及び財務上の安定性を確保する必要性が指摘されている。支払機関等に課されている資本要件や顧客資産の確保に係る規制は、支払機関等の安定性を確保するとともに、顧客資産の保全を確保するものであり、そのことがひいては金融システムの安全性・安定性の確保につながると思われる。

第3は、利用者保護である。支払サービス指令の基本的な考え方は、利用者による支払サービス業者の選択の自由を確保することにより、支払サービスに係るコストの低下や安全性・効率性の向上を期待し得るというものである<sup>(99)</sup>。支払サービス業者による不適切な実務や詐欺等から利用者が保護されるべきことはいままでもない<sup>(100)</sup>。

第4は、資金洗浄・テロ資金対策である。支払サービス業者が、資金洗浄を防止するとともにテロ資金として利用されることのないように規制することが、支払サービス指令の目的であることが制定理由に明記されている<sup>(101)</sup>。

2015年に制定された第2次支払サービス指令は<sup>(102)</sup>、電子的支払及びモバイル支払の急速な発展と新しいタイプの支払サービス業が出現してきたことに対応することを目的とするものであった<sup>(103)</sup>。すなわち、上述した状況の変化により生じた規制の欠缺を塞ぐとともに、法的明確性を確保し、もって支払サービス業に係る監督法がEU全域において統一され、かつ、その適用も統一的になされることによって、第1次支払サービス指令の目的であった支払サービス業に対する信頼性と安全性の確保の実現を図ったのである<sup>(104)</sup>。

---

(98) Europäische Kommission, Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über Zahlungsdienste im Binnenmarkt, KOM 2005 (603) endg., S. 2.

(99) Erwägungsgrund, supra note 18, Paragraph 4.

(100) Erwägungsgrund, supra note 18, Paragraphen 22 und 49.

(101) Erwägungsgrund, supra note 18, Paragraph 11.

(102) Richtlinie (EU) 2015/2366 vom 25. November 2015 über Zahlungsdienste im Binnenmarkt, zur Änderung der Richtlinien 2002/65/EG, 2009/110/EG und 2013/36/EU und der Verordnung (EU) Nr. 1093/2010 sowie zur Aufhebung der Richtlinie 2007/64/EG (Zweite Zahlungsdiensterichtlinie), ABl. L 337, 23.12.2015, S. 35 ; L 169, 28.06.2016, S. 18.

(103) Erwägungsgrund zur Richtlinie (EU) 2015/2366 vom 25. November 2015 über Zahlungsdienste im Binnenmarkt, zur Änderung der Richtlinien 2002/65/EG, 2009/110/EG und 2013/36/EU und der Verordnung (EU) Nr. 1093/2010 sowie zur Aufhebung der Richtlinie 2007/64/EG (Zweite Zahlungsdiensterichtlinie), Paragraph 3.

(104) Erwägungsgrund, supra note 24, Paragraphen 6f.

### 3 ドイツ支払サービス監督法と関連法の沿革

ドイツは、EUの第1次支払サービス指令<sup>(105)</sup>を国内法化する法律により<sup>(106)</sup>、2009年に支払サービス監督法を制定し、支払サービス業者と電子マネー発行者に対する監督法上の規制を整備した。

もっとも、支払サービス業に対する監督は、ドイツでは、2009年の支払サービス監督法によってはじめて行われるようになったわけではない。すなわち、1961年の信用制度法により、信用機関（銀行）と金融サービス機関が規制・監督の対象にされていた。ドイツにおいては、伝統的に支払サービスは、主として信用機関（銀行）によって提供されてきたためである。その後、キャッシュレス支払の進展に伴い、信用制度法が改正され、支払機関と電子マネー機関について許可制が導入されるに至った。すなわち、1998年改正信用制度法により、銀行業の一種として「カード及びネット通貨（Karten- und Netzgeld）」が追加され、信用機関は信用制度法の規制の下で電子マネーを発行できることになった。

2に述べたように、EUレベルでは、2007年に第1次支払サービス指令が制定され、2009年には第2次電子マネー機関指令が制定された。ドイツは、信用制度法において従来から規制の対象にしていた支払機関と電子マネー機関を新法において規制することとし、2009年に旧支払サービス監督法を制定した。旧支払サービス監督法により、EU第1次支払サービス指令を国内法化して、支払サービスについて規制することにしたのである。2009年旧支払サービス監督法の制定に伴い、信用制度法において銀行業とされていたジロ取引、並びに金融サービス業とされていた金融移転取引及びクレジットカード取引がそれぞれ信用制度法の規制対象からはずされ、支払サービス監督法の適用を受けることになった。

次いで2011年の支払サービス監督法の改正により第2次電子マネー機関指令を国内法化し、電子マネー機関についての監督法上の規定を整備した。2011年改正法により、これまで銀行業とされ信用制度法が適用されていた電子マネー業が銀行業の定義から除外され、新たに支払サービス監督法の適用を受けることになった。しかし、上述したような沿革から、支払サービス監督法は信用制度法の多くの規定を準用していた。そのため、支払サービス監督法は一覧性に乏しく読みづらい法律になっているという批判があった。

なお、旧支払サービス監督法は、EU第1次支払サービス指令の監督法に係る部分を国内法化したものである。EU第1次支払サービス指令は権限外の支払などの民事ルールを定めているが、これらの民事法上の規律については民法改正によって国内法化した<sup>(107)</sup>。EU第

---

(105) Richtlinie 2007/64/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 13. November 2007 über Zahlungsdienste im Binnenmarkt, zur Änderung der Richtlinien 97/7/EG, 2002/65/EG, 2005/60/EG und 2006/48/EG sowie zur Aufhebung der Richtlinie 97/5/EG (Zahlungsdiensterichtlinie; ABl. EG Nr. L 319, 05.12.2007, S. 1).

(106) Gesetz zur Umsetzung der aufsichtsrechtlichen Vorschriften der Zahlungsdiensterichtlinie (Zahlungsdiensteumsetzungsgesetz) vom 25.06.2009 - Bundesgesetzblatt Teil I 2009 Nr. 35 29.06.2009, S. 1506.

(107) Gesetz zur Umsetzung der Verbraucherkreditrichtlinie, des zivilrechtlichen Teils der

2次支払サービス指令の民事法上の規律についても、同指令を国内法化するための法律による民法改正により国内法化された<sup>(108)</sup>。もっとも、ここで留意すべきは、第1次支払サービス指令と異なり、第2次支払サービス指令は、公法上の性質と民事法上の性質を併有する規定を含んでいたことである。ドイツは、2017年の第2次支払指令を国内法化するための法律により、公法上の性質と民事法上の性質をあわせもつ規範については、監督法に規定するか民法に規定するかを、当該規範が公法と民事法のどちらに重点を置いているかという観点に基づいて振り分ける作業を行った。その際の基本的な考え方は、監督当局は将来的にはもっぱら公益を擁護するものとし、支払サービスに関する新たな規定は原則として監督当局による個別的なエンフォースメントによるのではなく、裁判手続または裁判外紛争処理手続により民事的に解決を図るというものであった<sup>(109)</sup>。

EU第2次支払サービス指令を国内法化するために、ドイツにおいては、2017年に支払サービス監督法が制定され、それとともに旧支払サービス監督法は廃止された。上述したように、第2次支払サービス指令の民事法上の規範は、公法的な性質をもつものを含めてドイツ民法典において定められたが<sup>(110)</sup>、本稿は、監督法に規定された部分を中心に検討を行い、公法的な性質をもつ民法上の規律については、必要に応じて言及するにとどめる。

#### 4 支払サービス監督法の性質

支払サービス監督法は、支払機関、電子マネー機関及び口座に関わる支払サービス提供者に関する金融監督にかかる一般法である信用制度法の特別法であるとされる<sup>(111)</sup>。ドイツにおいて、支払サービス業と電子マネー発行業について、単行法である支払サービス監督法により規制することとし、信用制度法から分離した理由は、次のように説明されている。

第1に、支払サービス業及び電子マネー発行業については、業務上及び財務上のリスクがそれぞれの特性に応じた固有のものであり、信用機関に比べると、「特定化され、かつ、制限された業務分野」に従事するものであることから、そのリスクはより限定されており、監督も容易でコントロールしやすいためである<sup>(112)</sup>。

---

Zahlungsdiensterichtlinie sowie zur Neuordnung der Vorschriften über das Widerrufs- und Rückgaberecht vom 29.07.2009 - Bundesgesetzblatt Teil I 2009 Nr. 49 03.08.2009, S. 2355.なお、国際振込指令の国内法化をドイツでは民法改正によって行った点については、岩原・前掲注(14)を参照。

(108) 前掲注(13)を参照。

(109) Begründung des Gesetz zur Umsetzung der Zweiten Zahlungsdiensterichtlinie, Bundestag Drucksache 18/ 11495, S.79.

(110) 民法 675c 条から 676C 条が改正されたほか、新たに民法 270a 条が新設された。さらに、民法施行法 248 条が改正された。なお、民法 270a 条は、キャッシュレスの支払手段を利用する際に対価を定める約定を無効とする。これにより、SEPA 引落しや振込み及び支払カードの利用に際し業者は対価を得ることができない。

(111) Begründung, supra note 30, S.79.

(112) Regierungsentwurf von Gesetz zur Umsetzung der aufsichtsrechtlichen Vorschriften der Zahlungsdiensterichtlinie (Zahlungsdiensteumsetzungsgesetz), Bundestag Drucksache 16/

第 2 に、前述したように支払サービス監督法は信用制度法の規定をかなり準用しているとはいえ、信用制度法上の機関に対してのみ適用されるべき規定と支払機関及び電子マネー機関に対してのみ適用されるべき規定とがそれぞれかなり存在するためである<sup>(113)</sup>。

第 3 に、信用制度法自体がかなり大部でわかりづらい法律になっており、それに加え支払サービス機関と電子マネー機関の規制をするとすると、その状況が一層悪化するためであるとして、別法による規制を支持する見解が見られる<sup>(114)</sup>。

## 5 ドイツ支払サービス監督法の概要－目的・対象機関・内容

### (1) 目的

2017 年支払サービス監督法（以下、「法」という）は、4 条において監督の目的を定める。第 1 は、支払機関と電子マネー機関を監督することにより支払機能を保護することである。第 2 に、支払機関と電子マネー機関に預託された財産的価値を保護することである。このことは支払サービス利用者の保護にとって不可欠であり、インターネット時代において利用者が業者と直接的に人的接触をすることなく支払サービスを利用することになる状況の中で、利用者の信頼を確保するためにも重要であるとされる。第 3 に、支払の安全性を確保するために許可制を採用する。ただし、口座情報サービス業についてのみ登録制が採用されている。第 4 に、信用制度法と同様に支払及び電子マネーの領域における秩序維持政策上の機能（*ordnungspolitische Funktion*）の確保を目的とする。また、第 5 に、電子マネーの発行が信用機関のみならず他の企業や公的機関（連邦や州など）にも認められることとなったため、資金洗浄・テロ資金対策を重要な目的としている。

### (2) 対象となる機関

#### ①緒論

支払サービス監督法は、支払機関（*Zahlungsinstitute*）と電子マネー機関（*E-Geld-Institute*）を規制対象にする。同法では、支払機関と電子マネー機関をあわせて単に「機関（*Institute*）」と定義する（法 1 条 3 項）。支払機関と電子マネー機関は、キャッシュレスの支払及び支払サービスに関する業務に従事する業者であるが、支払サービス監督法は、これらに対する監督法上の枠組みを定めている。以下では、それぞれの定義を形式的に述べる。支払機関を実質的に規定する概念は「支払サービス業」であるため、「支払サービス業」の定義については、節を改めて述べる。

#### ②支払サービス業者

---

11613, S. 26f.

(113) Findeisen in: Ellenberger/ Findeisen/ Nobbe (Hrsg.), *Kommentar zum Zahlungsverkehrsrecht*, 2. Aufl., § 1 Rn. 44 (2013).

(114) Hingst/ Lösing, *Zahlungsdienstenaufsichtsrecht*, § 1 Rn. 5 (2015).

支払サービス業者は、支払サービス監督法 1 条 1 項 1 文において、5 つの類型に分けて定義されている。同法により許可を要するのは、a に述べる支払機関だけであり、その他 (b から e) は信用制度法上の監督規制の適用があるか、公的機関であって、支払サービス監督法に基づく許可を要しない。

#### a 支払機関 (法 1 条 1 項 1 文 1 号)

支払機関とは、営業として、または、商人的な方法により業務を営むことを要する規模で、支払サービスを提供する企業である。ただし、b から e に該当する場合を除く。「営業として」とは、利益獲得目的をもって企業活動を継続的に行うことを意味し、「商人的な方法により業務を営むことを要する」とは、商業上の簿記と会計を行い、受領した営業の対価や対応する物などをきちんと保管し、貸借対照表を定期的に作成し、従業員を雇用するとともに適正に監督することを求められる種類と規模の事業活動を行う場合を意味する<sup>(115)</sup>。

#### b 電子マネー機関 (法 1 条 1 項 1 文 2 号)

本法に基づく国内で営業することを許可された法 1 条 2 項 1 文 1 号にいう電子マネー機関であって、支払サービスを提供する者は、支払サービス業者とされる。電子マネー機関については、③で詳述する。

c 国内で営業することを許可された信用制度法 1 条 3d 項 1 文にいう CRR(資本要件指令) 金融機関 (CRR-Kreditinstitute) 及び復興金融公庫であって、支払サービスを提供する者 (法 1 条 1 項 1 文 3 号)。

d 欧州中央銀行、ドイツ連邦銀行その他の EU 加盟国またはその他の欧州経済領域協定の締結国における中央銀行であって、通貨当局もしくはその他の官庁としての性質によらずに支払サービスを提供する者 (法 1 条 1 項 1 文 4 号)。

e 連邦、州、市町村、市町村連合、及び、公的債務管理機構、社会保険の保険者、連邦雇用機関を含む連邦または州の行政を間接的に担う機関であって、高権的行為としてではなく支払サービスを提供する者 (法 1 条 1 項 1 文 1 号)。

支払サービス監督法は、支払サービス業について許可制を採用しているが、a 以外の支払サービス業者は、許可を要しないものとされている (法 10 条 1 項)。支払サービスとは何かが最重要であるが、これについては、次節で扱う。

### ③電子マネー機関

電子マネー発行者は、支払サービス監督法 1 条 2 項において、4 つの類型に分けて定義

---

(115) Schwennicke, ZAG § 1 Rn. 15; in Schwennicke/ Auerbach, Kreditwesengesetz, 3. Aufl. (2016).

されている。同法による許可を要するのは、電子マネー機関だけであり、その他は信用制度法上の監督規制の適用があるか、または公的機関である。なお、電子マネーは、次のように定義されている。すなわち、電子マネーとは、①電子的（磁気的なものも含む）に保存された金銭的価値であり、②発行者に対する債権の形態をとり、③それにより民法 675f 条 4 項 1 文にいう「支払行為」を実行するために払込に対して一定の金額が発行され、かつ、④発行者以外の自然人または法人によっても受容されるものである（法 1 条 2 項 1 文）。

ただし、次の金銭的価値は、電子マネーには該当しないものとされている（法 1 条 2 項 3 文）。すなわち、第 1 は、発行者の営業所内もしくは限られた範囲内でのみ、職業上の発行者との間の取引約定に基づいて用いられる支払手段等である（法 2 条 1 項 10 号）。第 2 は、電子的な通信網の提供者もしくはそれに付随するサービスの提供者によって当該通信網もしくはサービスの参加者のために提供された支払行為であって、当該電子的コンテンツの取得もしくは消費のために利用される機器のいかににかかわらず電子的コンテンツ及び言語サービスの取得と関連し、かつ、対当する額を控除する方法による支払行為のために用いられるもの等であって、当該支払の価値が 50 ユーロを超えず、かつ、各参加者の 1 月の支払総額が 300 ユーロを超えない場合である（法 2 条 1 項 11 号）。

a 電子マネー機関（法 1 条 2 項 1 文 1 号）

電子マネー業を営む企業（ただし、b から d に該当する場合を除く）。なお、電子マネー一業とは、電子マネーの発行を業とすることである（法 1 条 2 項 2 文）。

b 国内で営業することを許可された信用制度法 1 条 3d 項 1 文にいう CRR(資本要件指令) 金融機関 (CRR-Kreditinstitute) 及び復興金融公庫であって、電子マネー業を営む者（法 1 条 2 項 1 文 2 号）。

d 欧州中央銀行、ドイツ連邦銀行その他の EU 加盟国またはその他の欧州経済領域協定の締結国における中央銀行であって、通貨当局もしくはその他の官庁としての性質によらずに電子マネー業を営む者（法 1 条 2 項 1 文 3 号）。

e 連邦、州、市町村、市町村連合、及び、公的債務管理機構、社会保険の保険者、連邦雇用機関を含む連邦または州の行政を間接的に担う機関であって、高権的行為としてではなく電子マネー業を営む者（法 1 条 2 項 1 文 4 号）。

支払サービス監督法は、電子マネー業について許可制を採用しているが、a 以外の電子マネー発行者は、許可を要しないものとされている（法 11 条 1 項）。電子マネー及び電子マネー業については、省略する。

### (3) 規制の概要と法律の構成

2017年支払サービス監督法は、機関すなわち支払サービス機関と電子マネー機関について口座情報サービス業の例外を除いて許可制を採用し<sup>(116)</sup>、機関の業務執行者の信頼性と専門性、支払サービスの内容規制、資本要件、組織化義務、リスク管理、業務のアウトソース、資金洗浄、欧州パスポートに係る手続等を定める。

2017年支払サービス監督法は、前述したように2015年のEU第2次支払サービス指令を国内法化するために制定されたものである<sup>(117)</sup>。第2次支払サービス指令は、電子的支払及びモバイル支払の急速な発展と新しいタイプの支払サービス業が出現してきたことに対応して規制の欠缺を塞ぐことを目的とするものであった。とりわけ重要な点は、第2次支払サービス指令に基づく、口座情報サービス業と支払指図伝達サービス業に対する規制の新設であるが、それ以外にも利用者保護とりわけ承認(Autorisierung)がなされていない支払における利用者保護の向上を主たる目的とするものであった。支払行為の承認とは、支払行為が支払人に対して有効と認められるための前提であり、ドイツ民法において、支払行為は支払人がそれに同意した場合に限り有効である旨が規定されている(ドイツ民法675j条1項)<sup>(118)</sup>。

2017年支払サービス監督法は、全68条から成る法律であり、35条から構成されていた旧支払サービス監督法に比べると規定の数はほぼ倍増した。2017年支払サービス監督法は、次の7章から構成されている。

#### 第1章 総則

##### 第1節 定義規定、適用範囲及び監督

##### 第2節 許可を得ない場合の制約の実現

##### 第3節 即時執行

#### 第2章 許可、重要持分保有者

##### 第1節 許可

##### 第2節 重要持分保有者

#### 第3章 自己資本、責任を負う場合についての保証

---

(116) 例外的に、口座情報サービス業を営む場合には、登録制で足りるとされ、支払サービス監督法の規制も大幅に緩和されている。

(117) Gesetz zur Umsetzung der Zweiten Zahlungsdiensterichtlinie vom 17.07.2017 - Bundesgesetzblatt Teil I 2017 Nr. 48 21.07.2017 S. 2446.

(118) 支払行為の承認は、支払人と支払サービス業者の約定によって、特定の支払手段によって与えることができる(ドイツ民法675j条1項)。支払行為の承認がない場合には、支払サービス業者は、支払人に対し、費用の償還請求をすることができない(同法675u条)。

## 第4章 担保要件

## 第5章 機関の継続的監督に係る規定

## 第6章 電子マネー業並びに販売及び交換に係る特則

## 第7章 口座情報サービスに係る特則

## 第8章 欧州パスポート、支社及び国境を越えたサービス提供、第三国からの支店

## 第9章 登録

## 第10章 すべての支払サービス業者に係る通則

### 第1節 カードと結合した支払手段

### 第2節 支払指図伝達サービス業者及び口座情報サービス業者の支払口座へのアクセス

### 第3節 リスク及び事象の届出

### 第4節 厳格な顧客認証<sup>(119)</sup>

### 第5節 口座及び支払システムへのアクセス

## 第11章 情報保護

## 第12章 苦情及び裁判外紛争解決

## 第13章 刑罰規定及び過料規定

## 第14章 経過規定

### (4) 業務範囲規制

支払機関と電子マネー機関すなわち「機関」は、営業として、または、商人的な方法で事業を営むことを求められる範囲で、預金またはその他の払戻性のある金銭を公衆から受

---

(119) 実行された支払行為の承認について争いがあるときは、支払サービス業者は、認証がなされたこと、及び、支払行為が正規に記録され、帳簿に記載され、かつ障害によって影響を受けなかったことを証明しなければならない（民法 675w 条）。個人認証を含む特定の支払手段の利用を審査した場合には、認証がなされたものと扱われる。また、支払行為が支払手段によってなされたときは、支払サービス業者及び場合によっては支払指図伝達業者だけによる認証を含む支払手段の利用の記録をもって、支払人が当該支払行為を承認したことを証明するに足りるとされる。

け入れてはならない（法 3 条 1 項）。電子マネー機関が電子マネーを発行するために受け入れた金銭は、遅滞なく電子マネーに交換しなければならず、また、付利してはならない。その限りにおいて、当該金銭の受入れは信用制度法上の公衆からの払戻性のある金銭の受入とはみなさない（法 3 条 2 項）。

機関が支払サービス監督法上の許可を得て支払サービス利用者のために支払口座を運営する限りにおいて、当該支払口座を通じてもっぱら支払行為を遂行することができる。支払口座の残高に対しては付利してはならず、その限りにおいて預金その他の払戻性のある金銭または電子マネーの受入とはみなされない（法 3 条 3 項）。機関が 4 号または 5 号の支払サービス業務に関連して支払サービス利用者信用を供与するときは、①付随行為として、かつ、もっぱら支払行為の遂行に関連して行われるものであること、②貸付期間は 12 か月を超えてはならず、かつ、12 か月以内に全額を返済すべきこと、③支払行為の遂行のためまたは電子マネーの発行のために受け入れた資金を貸し付けるものではないことを要する（法 3 条 4 項）。この場合の貸付は、信用制度法上の貸付とはみなされないが、消費者を相手方とする場合には契約締結前に当該消費者の信用力について審査する必要がある。

#### （5）財務規制

最低資本金規制は、金融移転業のみを営む支払機関は 2 万ユーロ、支払指図伝達サービス業のみを営む支払機関は 5 万ユーロ、それ以外の支払機関は 12 万 5 千ユーロ、電子マネー機関は 35 万ユーロである。機関が信用制度法上の機関にも該当する場合には、信用制度法の求める最低資本金額と上記の最低資本金額のいずれか高い方の金額による（法 12 条 3 項）。さらに、機関は、その義務を履行するために適切な自己資本を有しなければならないとされる（法 15 条 1 項）。

#### （6）利用者資産の保全義務

支払指図伝達サービスもしくは口座情報サービスを除く支払サービス業を営む機関または電子マネー業を営む機関は、支払サービス利用者もしくは支払行為の実行のために他の支払サービス業者を通じて受領した金銭または電子マネーの発行のために受領した金額を、次のいずれかの方法にしたがって確保しなければならない。

第 1 の方法は、次の 3 つの要件を満たすものである。

- ①当該金額をその他の支払サービス利用者または電子マネー保有者の金額と混同してはならない。
- ②当該金額を受け入れた日の翌営業日の終わりにまだ当該機関が占有し、かつ、受取人に転送されず、またはその他の支払サービス業者に移送されない金額は、信用機関の明示の信託口座に預託するか、あるいは、監督官庁の定めるところにより低リスクの安全な流動資産に投資しなければならない。

③倒産した場合に倒産財団に組み入れられず、かつ、個別の強制執行によって当該機関の債権者に拘取されることがないように、当該機関のその他の財産的価値から分離して当該金額を保管しなければならない。

第 2 の方法は、保険会社または信用機関と保険契約その他の保全契約を締結することによって、分別して保管し支払不能の場合には払い出すべき金額に相当する額を確保しなければならない（法 17 条 1 項）。

なお、電子マネー発行のために支払手段による支払を通じて受領した金額についても同様に、電子マネー機関の支払口座に記帳され、または、民法 675s 条の基準により電子マネー機関が処分できるようになった場合には、電子マネー発行後遅くとも 5 営業日までに、当該金額を確保するための措置を講じなければならない（法 18 条）。

## 6 支払サービス業の種類

### (1) 総論

2017 年支払サービス監督法においては、EU 第 2 次支払サービス指令に基づき支払サービスが 8 つの種類に分けて定義されている。支払サービスの基礎となる概念が「支払」「支払サービス」「支払口座」といった概念であるので、はじめにこれらの概念について概観し、その後、廃止された 2007 年支払サービス監督法からの変更点に触れつつ、8 つの支払サービスの種類について概観する。

### ①基礎的概念

#### a 支払

支払サービスの定義は、「支払 (Zahlung)」概念を前提とする。支払とは、通常は債務の償還のために行われる一定の目的に向けられた支払人から受取人に対する支払手段の移転であると解されている。支払サービスという概念は、弁済の対象である債務の発生原因である基本契約の当事者ではない第三者（サービス提供者）が、金銭、電子マネー、預金等の支払手段を支払人から受取人に移転することを補助し、または、そのような状態に置くために民事法に基づいてサービス提供することを横断的に捕捉することができるように定義されている<sup>(120)</sup>。すなわち、支払取引は、一般的には、支払人、受取人及び支払サービス業者の三者間で行われるのである。そして、支払サービスは、民法 675f 条 4 項 2 文の「支払委託」がなされることを前提にしている。支払委託とは、「支払人が直接または間接に受取人または支払サービス業者を通じて支払行為の実行を支払サービス業者に対し委託する」ことである。したがって、受取人と支払サービス業者が同一の場合には、支払サービスは成立しな

---

(120) Begründung zum Gesetz zur Umsetzung der aufsichtsrechtlichen Vorschriften der Zahlungsdiensterichtlinie (Zahlungsdiensteumsetzungsgesetz), Bundestag Drucksache 16/11613, S. 32.

い<sup>(121)</sup>。たとえば、支払人が発行者の商品やサービスの購入についての支払のためだけに利用できる支払単位を発行することは、支払人と発行人兼受取人の契約関係において将来購入する商品やサービスのための前払として理解されるべきものであり、支払サービスには該当しない<sup>(122)</sup>。

ドイツ民法は、支払サービス契約について、個別支払サービス契約とジーロ契約のような包括的な支払サービス契約を認めており、支払サービス業者は、これらの契約に基づいて支払サービス利用者（支払人または受取人）のために支払行為を実行し、場合によっては自己の名義または複数の支払サービス提供者の名義の支払口座を支払サービス利用者のために操作する義務を負うことを定めている（民法 675f 条 1 項・2 項）。支払サービス利用者は、オンラインで支払サービス利用者の支払口座にアクセスできない場合を除き、支払指図伝達サービスまたは口座情報サービスを利用する権利を有する（同条 3 項）。他方、支払サービス業者に対しては、支払サービス利用者のために、支払指図伝達サービス業者及び口座情報伝達サービス業者と協力する義務を課している（同条 3 項）。支払サービス利用者は、支払サービスの履行について約定した対価を支払サービス業者に支払う義務を負う（同条 5 項）。

#### b 支払手段

EU の第 2 次支払指令においては、支払手段とは、支払委託を行うために、支払サービス利用者と支払サービス業者の間で約定され、かつ、支払サービス利用者によって行うことができるすべての本人を確認できる手段またはすべての本人を確認できる手続の流れと定義されている（同指令 4 条 23 号）。ドイツ支払監督法も、EU 指令の定義を踏襲し、支払手段（Zahlungsinstrument）とは、支払サービス利用者と支払サービス業者の間でその使用について約定され、かつ、支払委託の付与に利用されるすべての個別化された手段または手続であると定義している（法 1 条 20 項）<sup>(123)</sup>。その典型例は、インターネット・バンキングにおける PIN や TAN の利用、またはテレフォン・バンキングにおけるパスワードなどである。しかし、それらにとどまらず、支払手段は、様々な支払手段の間の競争を促進する観点から、広範に解釈されるべきであるとされ、電子的なラストシュリフト、対面取引もしくは遠隔地取引におけるクレジットカード払い、または、金銭カードによる支払などもすべて

(121) Schwennicke, supra note 36, ZAG § 18 Rn. 18.

(122) Hingst/ Lösing, supra note 35, § 6 Rn. 22.

(123) ドイツ民法は、キャッシュレスの支払手段の利用に係る対価の支払義務を債務者に課す旨の約定は、無効であると定める（民法 270a 条）。ただし、支払カードを利用する場合については、消費者との間で支払行為がなされる場合に限る。そして、支払サービス業者と受取人との間の支払サービス枠契約において、特定の支払手段の利用について割引またはその他の促進する手段を提供する権利を受取人に付与することを排除してはならないと定める（ドイツ民法 675f 条 6 項）。これらの規定は、EU 第 2 次支払指令を国内法化したものであるが（同指令 63 条 3 項～5 項まで）、その趣旨は様々な支払手段の間の競争を促進することにある。

支払手段に入るとされる<sup>(124)</sup>。

### c 支払行為

支払サービスの対象は、支払行為 (**Zahlungsvorgang**) である。支払行為については、民法 675f 条 4 項 1 文において、「支払人と受取人との間にどのような法的関係が存在しているかにかかわらず、ある金額を準備し、送付し、または払い出すことすべてをいう」と定義されている。実際に金銭の移動があったかどうか重要である<sup>(125)</sup>。金額が、現金であるか預金であるか電子マネーであるかは問わないが<sup>(126)</sup>、ビットコインなどの私的通貨は金額には当たらない<sup>(127)</sup>。支払行為の場合には、支払人または受取人の指図によりもっぱら支払行為の実行のために支払口座に所定の金額を振り込む。金額に付利するためには、支払機関は預金取引の免許を必要とし、したがって信用機関にならなければならない<sup>(128)</sup>。

### d 支払口座

支払口座 (**Zahlungskonto**) とは、一人または複数の支払サービス利用者名義の口座であって、支払行為の実行のために用いられるものと定義されている (法 1 条 17 項)。支払サービス業者と支払サービス利用者との間には取引関係に基づく帳簿上または計算上の債権債務が存在し、支払サービス利用者が支払サービス業者に対して債権をもつことになる。信用機関の場合には、ジーロ口座やクレジットカード口座が原則として支払口座になる。これに対し、貯蓄口座、オンライン貯蓄口座や単なる金銭の預託は、その一部のみの返還を請求できる場合であっても支払口座には該当しないとされる<sup>(129)</sup>。

支払口座かどうかの判断基準として、BaFin は、次の 4 点を挙げている。すなわち、①継続的な計算がなされているか、②民法 675f 条 4 項 1 文にいう「支払行為」すなわち金銭の準備、移動または払出をすること、具体的には金銭を受け入れて預り金を創設し、または、預り金を解消して金銭を払い出し、または金銭を移動することをしているかどうか、③帳簿上及び計算上の記載がなされているか、並びに④法的請求権が発生しているかどうかである<sup>(130)</sup>。

金銭の保管を単に業者に委ねたにすぎないときは、たとえ預託した金額の一部の金銭の払戻を請求できる場合であっても、支払口座には該当しないとされる<sup>(131)</sup>。

---

(124) Schmalenbach, in Bamberger/Roth/Hau/Poseck, BGB Kommentar, 50. Aufl., § 675f Rn. 113 (2019).

(125) Bundestags Drucksache 16/ 11643, S. 162.

(126) Casper in Casper/ Terlau (Hrsg.), Zahlungsaufsichtsgesetz (ZAG), § 1 Rn. 16 (2014).

(127) BaFin, Merkblatt - Hinweise zum Zahlungsdienstenaufsichtsgesetz (ZAG), (Stand: November 2017), 22.12.2011, geändert am 29.11.2017, Nr. 2.; Casper, supra note 47, § 1 Rn. 18; Hingst/ Lösing, supra note 35, § 18 Rn. 71ff.

(128) Begründung, supra note 41, S. 62.

(129) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2.

(130) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2.

(131) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2.

なお、支払サービス監督法は、支払口座を用いない支払行為も認めており、支払口座を用いることが支払サービス監督法の監督を受ける要件であるというわけではない。たとえば、後述する金銭移転取引という類型の支払サービスは、支払口座を用いないけれども、支払サービス監督法の適用を受ける。

## ②旧支払サービス監督法における支払サービスの類型との異同

支払指図伝達サービス及び口座情報サービスが新たに支払サービスとして追加されたことは前述したとおりである。支払指図伝達サービスと口座情報サービスが、従来の支払サービスと大きく異なるのは、サービス提供業者が利用者の資金を占有することが、一時たりともない点にある<sup>(132)</sup>。

その他、旧支払サービス監督法においては独立した支払サービスとされていた電子支払取引 (*digitalisierte Zahlungsgeschäft*) が削除された。電子支払取引が支払サービスとされなくなった理由は、新支払サービス監督法の下ではもはやそれが規制対象ではなくなったことを意味するわけではない。従前どおり規制監督の対象になるのであるが、電子支払取引だけで支払サービスになるというわけではなく、法1条1項2文5号にいう「アクワイアリング取引」または法1条1項2文6号にいう「金融移転取引」のいずれかに分解され、そのいずれかに含まれるものとして整理されたにすぎない<sup>(133)</sup>。さらに、支払サービス契約の内容によっては、法1条1項2文の定める支払サービスの新たな体系に即してその他の支払サービスと解釈される場合もあり得るとされる<sup>(134)</sup>。

支払サービスかどうかは、支払人と受取人との間の原因関係が法的にどのように形成されているかによるのではなく、支払の実行という実質的・経済的なサービスが存在しているかどうかのポイントになる。したがって、たとえば物品の売買代金支払債権を受取人から売買契約により当該債権を譲り受けた場合であっても、支払サービス該当性は免れないとされる<sup>(135)</sup>。

支払サービスを営業として提供する場合には、口座情報サービスについてのみ登録制を採用しているほかは、すべて許可を要する(法10条)。しかし、以下の点に留意する必要がある。すなわち、第2次支払サービス指令の下では第1次支払サービス指令と異なり、支払サービス以外のサービス提供に伴い支払サービスがなされる場合であっても「支払サービス」に該当するものとされた点である。2017年支払サービス監督法もその考え方に従っている。したがって、支払サービスに該当するかどうかは、それを業として行う場合に同法による許可が必要かどうかという問題から切り離して考えるべきものとされる<sup>(136)</sup>。2017年

---

(132) Begründung, supra note 30, S. 105.

(133) Begründung, supra note 30, S. 104.

(134) Begründung, supra note 30, S. 104.

(135) Begründung, supra note 41, S. 32.

(136) Begründung, supra note 30, S. 104.

支払サービス監督法の下では、付随的に行われる支払サービスであるから支払サービス監督法の適用を当然に免れるといういわゆる付随取引特権は一般的には認められていないのである<sup>(137)</sup>。

### ③限定列举

以下に述べる 8 類型は、限定列举であり、これとは異なる類型が支払サービスとされることはないと一般に解されている<sup>(138)</sup>。たとえば、手形や小切手による支払は、支払サービスに該当しないため、支払サービス監督法の適用を受けない。適用除外については、7において述べる。

ドイツ支払サービス監督法における支払サービスの類型は、EU の支払サービス指令にほぼ対応しているが、若干の相違点もある。そこで、相違点を中心に、ドイツ支払サービス監督法上の支払サービスを類型毎に概観する。

#### (2) 払込取引 (Einzahlungsgeschäft)

払込取引とは、金銭により行われる第三者の下にある支払口座への払込み及び支払口座の操作に必要なすべての行為である (法 2 条 1 項 2 文 1 号)。具体例としては、ジーロ口座への払込、資金の振込、自動現金支払機による払込などが挙げられる<sup>(139)</sup>。現金を預金債権に変換するために利用者に提供するあらゆるサービスを含む<sup>(140)</sup>。支払口座への払込を要し、支払口座を用いない現金による支払は、金銭と預金債権の交換が行われていないから、払戻取引には該当せず、後述する金銭移転取引の要件を満たす場合には支払サービスに該当することになる。

EU 支払サービス指令では、払込取引と払出取引はそれぞれ別々に行われても支払サービスとなるのに対し、旧支払サービス監督法は払込取引と払出取引はセットで行われてはじめて支払サービスになるとして、「払込取引及び払出取引」と規定していた。払込取引と払出取引は、いわば表裏の関係にあるとして連関して把握されていたのである。ところが、2017 年支払サービス監督法は、EU 支払サービス指令と同様に、両者を分離し、払込取引を 1 条 1 項 2 文 1 号で規定し、払出取引を同条同項同文 2 号で規定することとした。立法理由によれば、支払サービス指令と同様の規定振りにすることにより、ドイツの監督当局と他の加盟国の当局との間で欧州パスポートの付与に係るコミュニケーションが容易になることが期待されるという<sup>(141)</sup>。

---

(137) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2.

(138) Zahrte in Fandrich/ Karper, Münchner Anwaltshandbuch Bank-und Kapitalmarktrecht, 2. Aufl., § 5 Rn. 26 (2018).

(139) Hingst/ Lösing, supra note 35, § 6 Rn. 38f.

(140) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2.

(141) Begründung, supra note 30, S. 105.

なお、支払口座の開設だけで、払込取引に該当するとされる<sup>(142)</sup>。

### (3) 払出取引 (Auszahlungsgeschäft)

払出取引とは、金銭により行われる、第三者の下にある支払口座からの払戻及び支払口座の操作に必要なすべての行為である(法2条1項2文2号)<sup>(143)</sup>。払込取引と同様、金銭と預金債権の交換を可能にすることが必要である。具体例としては、ジーロ口座<sup>(144)</sup>からの払出や自動現金支払機による払出などが挙げられる。払出取引を業とする支払サービス業者が実際に支払口座を操作することがなくても、払出取引は成立する<sup>(145)</sup>。

これに対し、インターネット・バンキングに関し単にデータを送信するサービスは払出取引には該当しない。同様に、営業者のインターネット上のサイトを通じてインターネット・バンクの口座に指図することにより振り込ませる場合であっても、当該営業者の行為は払出取引には該当しない。当該営業者の行為の目的は、振込指図の委託が実際になされ実行されているかどうかを確認することにあるからである。もっとも、2017年支払サービス監督法により、このような行為は支払指図伝達サービスに含まれることになる点に注意を要する。

### (4) 支払取引 (Zahlungsgeschäft)

支払取引は、第1に、信用供与を伴う支払取引と(法1条1項2文4号)、信用供与を伴わない支払取引(法1条1項2文3号)に大別される。さらに支払取引は、ラストシュリフト取引(法1条1項2文3号a)、振込取引(法1条1項2文3号b)及び支払カードまたはそれに類する手段を用いた取引(法1条1項2文3号c)、の3類型に分かれる。

いずれの支払取引も、預金を用いて行われる点において共通する。また、支払取引は、支払人と受取人との間の法律関係がどのようなものであるかに依存せず、支払人または受取人のいずれかによって指図された金額の準備、移転または払出をいう<sup>(146)</sup>。

ラストシュリフト取引とは、支払人の受取人に対する同意、または、受取人の支払サービス業者もしくは支払人自身の支払サービス業者に対する支払人の同意に基づき受取人によって行われる、支払口座に減額記帳をすることによりなされる支払と定義されている(法1条21項)。

振込取引とは、支払人の指図により行われる支払であって、支払人の支払口座を操作する支払サービス業者により一つまたは複数の支払行為としてなされ、受取人の支払口座に増額記帳がなされ、他方、支払人の支払口座から減額記帳がなされるものと定義されている

---

(142) Scheinicke in Schwennicke/ Auerbach, KWG Kommentar, § 1 ZAG Rn. 25.

(143) Hingst/ Lösing, supra note 35, § 6 Rn. 41.

(144) ジーロ口座及びジーロ契約については、岩原・前掲注(14)45～56頁参照。

(145) Begründung, supra note 30, S. 105.

(146) Begründung, supra note 41, S. 58.

(法 1 条 22 項)。

支払カードには、クレジットカードやデビットカードなどが含まれるのに対し、カードまたはそれに類したものを用いない振込や小切手、電子マネーを通じた支払は支払カード取引には当たらない。支払手段としての支払カードを用いる支払は、カード保有者である支払サービス利用者が加盟店である受取人を通じて間接的にカード発行者である支払サービス業者に対して支払委託をすることによりなされる<sup>(147)</sup>。ドイツには、4 つの支払カードが存在している。第 1 はユニバーサル・クレジットカード、第 2 は POS 決済に用いられるデビットカード、第 3 は電子的なラストシュリフトによる支払に用いられるデビットカード、第 4 はプリペイドカードのようなカード上のチップに金額が記録される金銭カード (Geldkarte) である<sup>(148)</sup>。なお、プリペイドカードが民法 675i 条の定める少額支払手段に該当するときは、プリペイドカードは支払サービス監督法における電子マネーとしての同法の規制だけに服することになる<sup>(149)</sup>。

支払カード取引の概念は、支払カードのみならずそれに類する支払手段による支払行為の実行をすべて包括しているため、広範なものになっている。ここにいう支払カードとは、クレジットカードやデビットカードのような三者間もしくはそれ以上の当事者間の関係を把握するだけでなく、プリペイドカードや顧客クレジットカードのような二者間の関係を把握するものをも含む。ただし、そのような二者間のプリペイドカードや顧客クレジットカードは、後述する、適用除外規定により、支払サービス監督法の適用を受けない<sup>(150)</sup>。

クレジットカード取引におけるアクワイアラーは、加盟店の獲得を行うとともに、支払取引の清算、申込の受付及びカードの支払口座の操作などその他のカード・プロセッシング業務を提供する。このようなアクワイアラーは、支払カード取引を行う者として支払サービス業者に該当することはなく、後述する金融移転取引を行う者として支払サービス業者に該当し得る<sup>(151)</sup>。

また、ラストシュリフト、振込及び支払カード以外の支払方法についても支払取引に当たり得るとする見解が多数説である<sup>(152)</sup>。多数当事者間の差引計算システムであって、必要な口座の変動によって直接に支払または受取の地位を生ぜしめる移転が生じる場合に限り、原則として支払取引に該当するとされる<sup>(153)</sup>。支払取引は支払口座を要することは前述したとおりであるが、確立した銀行セクター以外であっても、中央清算機関のもとで行われる多数当事者間の差引計算もまた支払口座に該当することが前提となっている<sup>(154)</sup>。

---

(147) Schmalenbach, supra note 45, § 675f Rn. 88.

(148) Casper, supra note 47, § 1 Rn. 41.

(149) Casper, supra note 47, § 1 Rn. 52.

(150) Schmalenbach, supra note 45, § 675c Rn. 10.

(151) Casper, supra note 47, § 1 Rn. 43.

(152) Casper supra note 47, § 1 Rn. 26.

(153) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2 b).

(154) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2 a)aa).

#### ①信用供与を伴う支払取引

法 1 条 1 項 2 文 4 号は、信用供与を伴う支払取引について定める。信用供与とは、民法 488 条以下の貸借の概念よりも広く、信用制度法 1 条 1 項 2 文にいう銀行業の要件である信用取引、貸越取引、リボルビング取引及び保証取引として規制される信用形態をすべて含むのみならず、信用制度法 19 条の信用概念すなわち貸付債権の取得を含む広い意味であるとされる<sup>(155)</sup>。すなわち、信用を受ける者に帰属するすべてのリスクすなわち信用リスクを負うものである<sup>(156)</sup>。金銭消費貸借契約のほか、手形・小切手等の割引、保証契約などが含まれる。

支払サービス監督法は、さらに 3 つの要件を定める。第 1 は、信用供与がもっぱら支払行為の実行に関連して行われること、すなわち付随行為としてのみ行われることである。第 2 は、与信契約が 12 か月を超えないことである。第 3 は、信用供与が、支払の実行のために受領または保有している資金により行われるのではなく、したがって、信用制度法上の与信取引には該当しないことである<sup>(157)</sup>。

もっとも、支払機関における預金によってカバーされず貸越がなされる場合は、支払サービス監督法上の信用供与を伴う支払取引に該当するものとされる<sup>(158)</sup>。支払の実行と信用供与とが密接な関係に立ち、この場合には、与信された額が払い出された金銭になる。

#### ②信用供与を伴わない支払取引

信用供与を伴わない支払取引とは、ラストシュリフト、振込または支払カードを用いた支払によって、支払サービス利用者が支払サービス業者の下に有する支払口座、またはその他の支払サービス業者の下に有する支払口座に金銭の移動を含む支払の実行をすることである。

#### (5) アクワイアリング取引

アクワイアリング取引とは、支払手段の発行または支払行為の受入及び清算をいう（法 1 条 1 項 2 文 5 号）。支払手段の発行を発行取引ということがある。

EU 第 2 支払サービス指令は、旧支払サービス監督法に比べると、アクワイアリング取引の範囲を拡大しており、支払手段の発行に加えて、新たに支払行為の受入れ及び清算をアクワイアリング取引に追加した。

支払手段の発行には、支払サービス業者が、支払人の支払行為の委託とその実行を目的として、支払手段を支払人の処分に委ねるために、支払人との間に締結された契約上の合意に

---

(155) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2 c).

(156) Bock in Boos/ Fischer/ Schulte-Mattler, Kreditwesengesetz, 4. Aufl., § 19 Rn. 9 (2012).

(157) Hingst/ Lösing, supra note 35, § 6 Rn. 66.

(158) Begründung, supra note 30, S. 34.

基づいて提供するすべてのサービスが含まれる（法 1 条 35 項）。

これに対し、支払行為の受入及び清算には、金額を受取人に移転させる効果をもつサービスであって、支払サービス業者と受取人との間で締結された契約上の合意に基づいてなされる支払行為の受入とその実行が含まれる（法 1 条 35 項）。すなわち、支払手段を通じて行われるのではなく、ラストシュリフトや振込みなどその他の取引行為<sup>(159)</sup>を通じて商人のために支払を受け入れることも、アクワイアリング取引に含まれることになったのである<sup>(160)</sup>。これは「狭義のアクワイアリング取引」と呼ばれる。スーパーやデパート、あるいはインターネット上で行われる支払カードによる支払において、アクワイアラがカード発行者の下で売主である当該商人のために所定の支払金額を払い出すことを可能にする取引などが、アクワイアリング取引に該当する。

#### （6）金融移転取引（Finanztransfergeschäft）

金融移転取引とは、支払人または受取人の名義の支払口座を設けることなく、もっぱら、支払人の金額に対応する金額を、受取人に単に移動させ、または、受取人の名義で行為する他の支払サービス業者に当該金額を受け取らせ、もしくは、受取人の名義で当該金額を受け取った上で処分可能にさせるサービスをいう（法 1 条 1 項 2 文 6 号）。金融移転取引は、委託による金銭の移動を伴う一方、これまで述べてきた支払サービスには該当しない支払サービスを広く捕捉するための類型であるとされる<sup>(161)</sup>。金融移転取引の最大の特徴は、（2）から（5）の支払サービスと異なり、法 1 条 17 項にいう支払口座を顧客のために操作しない点にある。

金融移転取引の要件は、次の 4 つである。

第 1 は、金額の取扱いであることである。金銭の引渡が必須の要件ではないが、現金、ジロ預金、電子マネーのいずれの形態であれ、一定の金額を取り扱うことを要する。

第 2 は、支払サービス業者が支払人の側に立つか、受取人の側に立つかという観点からは、いずれの場合もあり得、さらに両者の側に立つ場合もあること。

第 3 に、支払人名義または受取人名義の支払口座を設けることなく、金額が移転されること。

第 4 に、支払サービス業者が金額の移動のためにもっぱら従事していること。

金銭移転取引の例としては、インターネットの物品取引において物品を引渡した者に対

---

(159) ラストシュリフトや振込みのほか、カード支払、電子マネーさらには金銭の受入れ（金銭の占有を取得する場合に限る）にかかるサービスを含む支払手続などが含まれる。BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2 d) bb).

(160) Begründung, supra note 30, S. 106.

(161) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2 e). 学説の多くも、BaFin の見解を支持してきた。Casper, in: Casper/ Terlau, supra note 47, § 1 Rn. 68, Hingst/ Lösing, supra note 35, § 1 Rn. 84.

し代金を引渡すエスクロー支払サービス<sup>(162)</sup>、買主から代金を保管し契約の目的に適合した商品の引渡し後直ちに売主に転送する信託サービス口座、または弁護士や公証人などが職業倫理規定に基づいて一定の金額を移転するサービスなどが挙げられる<sup>(163)</sup>。これに対し、ファクタリングや債権譲渡は、個別に判断する必要がある。当該サービスが、経済的に観察して、支払・決済を目的とするものであるのか、それとも契約相手に対する金融を目的とするのかによって異なり、前者であれば金銭移転取引に該当するとされる<sup>(164)</sup>。

支払サービス監督法は、代金取立てについては規制をしていないが、金融移転取引と代金取立てとの区別は困難な場合があると指摘されている。金融移転サービスの本質は、受取人が当該支払サービス業者に対し現金の払出請求権を有することになるという点において、振込みに対応するものであるという指摘がある<sup>(165)</sup>。

### (7) 支払指図伝達サービス (Zahlungsauflösedienst)

支払サービス監督法は、支払指図伝達サービスを次のように定義する。すなわち、支払指図伝達サービスとは、支払サービス利用者の指示に基づき他の支払サービス業者の下で操作されている支払口座について支払委託を実行するサービスである(法1条1項2文7号・33号)。単に支払委託に関する情報を伝達するだけでは足りず、支払指図伝達サービス業者が、受取人に対し支払が行われたということを「確実に」仲介できることまでが必要とされる<sup>(166)</sup>。さらに、支払指図伝達サービスは、支払サービス利用者の合意された支払行為の承認またはその他の認証及び支払行為に必要なその他のすべての情報を伝達することを要し<sup>(167)</sup>、単にオンライン・バンキングのポータルサイトに利用者を移動させるといったサービスは支払指図伝達サービスには該当しない。

支払指図伝達サービス業者と支払サービス利用者との間に契約関係が存在することは必要ではない<sup>(168)</sup>。支払サービス業者の責任は、契約ではなく単に支払指図伝達サービスの要件を満たしていること自体に基づいて生じるとされる<sup>(169)</sup>。日本の銀行法上、銀行代理店として支払人による支払指図に係る情報を銀行に伝達する銀行代理業者の一部と、支払人の委託を受けて支払指図に係る情報を銀行に伝達する電子決済等代行業者の一部を包含する

---

(162) そのような行為が金融移転であると判示した下級審裁判例として、LG Köln WM 2012, 405f. 参照。

(163) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2 e).

(164) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2 e). もっとも、支払・清算目的か金融目的かどうかを適切な基準で判断できるのかどうかについては批判もある。たとえば、Christopher Aanwerth, Das Finanzaansfergeschäft als Zahlungsdienst, SS. 276ff. (2017) 参照。なお、信用制度法は、ファクタリングを金融サービス業として規定しており(信用制度法1a条2項9号)、支払サービス監督法上の金銭移転取引との適用関係についても、議論がされている。

(165) Schmalenbach, supra note 45, § 675f Rn. 61.

(166) Erwägungsgrund 29 der Zweiten Zahlungsdienstleistungsrichtlinie.

(167) Schmalenbach, supra note 45, § 675f Rn. 51.

(168) Matthias Terlau, Die zweite Zahlungsdienstleistungsrichtlinie – zwischen technischer Innovation und Ausdehnung des Aufsichtsrechts, ZBB 2016, 122, 134.

(169) Schmalenbach, supra note 45, § 675f Rn. 52.

概念であるといえよう。

立法理由によれば、支払指図伝達サービスにおいては、ある支払口座の金銭を他の支払口座の金銭に移転する目的で支払委託を実行することになるため、支払人の口座へのアクセスを前提とするが、このサービスだけを行う場合には支払サービス利用者の金銭を業者が占有することは一時たりともない点に特徴がある<sup>(170)</sup>。すなわち、支払指図伝達サービス業者は、そのサービスの提供に関連して一時たりとも支払サービス利用者の金銭を保有してはならない（法 49 条 1 項）。

電子取引や電子支払の発展に応じて技術の進展の著しい分野であり、支払サービス利用者の口座にアクセスできるサービス提供者がここ十年の間に急増したことに対応するものである。受取人に対しても支払委託は実行されるであろうという確実性を提供し得るものであり、そのような支払サービスにより、売主である受取人もまた商品を遅滞なく自由に提供でき、あるいは役務を迅速に提供することが期待される。そこで、支払指図伝達サービスを支払サービスの一類型とし、許可制を採用し、支払サービス監督法を適用することとしたものである。

規制の中心は、承認のない支払のリスクを抑制することである。口座を管理する支払サービス業者は、支払指図伝達サービス業者との間に当該サービスのために契約を締結しているかどうかに関わりなく、支払指図伝達サービスを利用することができる。支払指図伝達サービス業者は、民法 675f 条 4 項 2 文にいう支払委託を伝達するが、支払行為の承認を伝達するだけでは足りない。支払人及び受取人に関する情報の伝達は要件ではなく、支払行為の承認及び支払に関するデータを伝達するにすぎない技術的情報伝達サービスは、支払口座へのアクセスがなく支払指図伝達サービス業には該当しない（法 2 条 1 項 9 号）。これに対し、インターネットサイトの運営者が、支払プロセスにおいて顧客の資金を占有しまたは移転すべき金額に対する処分権を有する場合には、支払プロセスのどのような立場にいるにせよ、技術的情報伝達サービスとはいえず、前述したアクワイアリング業などの伝統的な支払サービス業に該当することになる。電子的ラストシュリフトは、受取人により支払がなされ、インターネットサイトの運営者は、受取人からの引落に関する電子情報をその支払サービス提供者に伝達するだけであるから、支払指図伝達サービスには該当しない<sup>(171)</sup>。

要するに、支払指図伝達サービスとは、①支払人及び受取人の利益のために情報を伝達し、②合意された承認の方法を用いるかその他の認証を用い、③当該支払行為に必要なその他のすべての情報を伝達し、かつ④口座を管理する支払サービス業者に当該情報を伝達することである<sup>(172)</sup>。すなわち、単なる支払委託の伝達だけでは足りず、支払指図伝達サービス業者が受取人に対して、支払がなされるであろうという確信を伝達することが必要とされ

---

(170) Begründung, supra note 30, S. 107.

(171) BaFin, Merkblatt, supra note 48, Nr. 2 f).

(172) Schmalenbach, supra note 45, § 675f Rn. 51.

るのである。なお、支払人と支払指図伝達サービス業者との間に契約関係が必要かどうかは説が分かれているが、必ずしも必要なく上述した要件を満たしている場合であれば足りるという見解が有力である<sup>(173)</sup>。

支払指図伝達業を営む機関は、専門家責任保険契約またはその他の同等の保証契約を締結しなければならない、許可の有効期間中それを維持しなければならない（法 16 条 1 項）。

#### （８）口座情報サービス（Kontoinformationsdienste）

支払サービス監督法は、口座情報サービスを、支払サービス利用者の一または複数の支払口座に関する情報をまとめて一または複数の別の支払サービス業者に伝達するためのオンラインサービスと定義する（法 1 条 1 項 2 文 8 号・34 号）。支払サービス監督法は、口座情報サービスについては許可制ではなく登録制を採用した<sup>(174)</sup>。他の支払サービス業の類型と異なり、口座情報サービスは支払行為に一切関与することがないからである<sup>(175)</sup>。他方、口座情報サービス業者は、支払サービス利用者のセンシティブな口座関連情報にアクセスできるため、監督法上の規制が必要とされる。

支払サービス利用者またはその委託者は、特定の時点における支払口座の状況を把握することができる。技術的要請により顧客データにはアクセスしないものの支払口座にアクセスできる場合には、情報の伝達はないものと通常は解される<sup>(176)</sup>。また、定義上、だれに対して情報が伝達されるのかは問わない。

口座情報サービスの要件は、①支払口座の情報にアクセスすること、及び、②当該情報は支払に関連するものであることである。支払サービス利用者の信用に関する情報を取得することは、それがオンライン・バンキング口座から取得できる基本情報でない限り、口座情報サービスには該当しない。

口座情報サービスのみを支払サービスとして提供している支払機関については、支払サービス監督法 10 条から 18 条までの規定及び 25 条の規定は適用されない（2 条 6 項）。口座情報サービス業者に適用されるのは、同業者が支払サービス利用者のセンシティブ情報にアクセスし得るからであって、情報保護に関する規制だけが適用される。

口座情報サービス業を営む機関は、専門家責任保険契約またはその他の同等の保証契約を締結しなければならない、登録の有効期間中それを維持しなければならない（法 36 条 1 項）。

## 7 適用除外

支払サービス監督法は、上述したように支払サービスを広範に定義した上で、同法 2 条 1

---

(173) Terlau, *supra* note 89, S. 134.

(174) ドイツ民法上も、口座情報サービス業者は、情報提供義務に係る民法 675d 条 2 項及び 3 項の規定に服するだけである（ドイツ民法 675d 条 4 項）。

(175) Schmalenbach, *supra* note 45, § 675f Rn. 53.

(176) BaFin, Merkblatt, *supra* note 48, Nr. 2 g).

項は、支払サービスの適用除外について、詳細なリストを設けている。直接の支払、代理商及びグループ企業の中央管理者、価値移転企業または価値サービス提供業（紙幣・硬貨の営業上の輸送等）、現金の返還、通貨交換取引、小切手・手形・物品証券・郵便為替、支払・有価証券決済システムにおける支払、信用機関・資本管理会社による利息・配当の支払、限定されたサークルにおける支払システム及び社会的・租税上の目的をもった手段、電子的コミュニケーション・サービス等における支払、カード発行者のための自動現金支払機からの現金の払出サービス、及び、共益的活動に関連して行われる金銭の受取及び引渡など 15 類型の支払行為等は、支払サービスにあたらぬとされる。15 類型の詳細は、次のとおりである。

第 1 は、仲介機関を置くことなく、もっぱら支払人から受取人に対して直接現金が支払われることによってなされる支払行為。

第 2 は、物品またはサービスの売買について支払人の名または受取人の名のいずれかにおいて交渉しまたは売買契約を締結する権限を、契約に基づいて有する中央清算者または商業代理人を通じて、支払人と受取人の間においてのみなされる支払行為。

第 3 は、銀行紙幣及び貨幣を営業として輸送し、受領し、または引渡すこと。

第 4 は、支払サービス利用者が、物品またはサービスを取得するために、支払行為の実行の直前に支払サービス業者に支払行為を明示的に委託した後に、受取人が支払人に支払行為の枠組みで現金を交付（返還）するサービス。

第 5 は、現金で清算される両替取引。

第 6 は、次に掲げる証書に基づきなされる支払行為であって、支払サービス業者によって引き受けられ、かつ、受取人に対する金銭の支払準備が予定されているもの。①小切手法にいう紙媒体の小切手または他の EU 加盟国もしくはその他の欧州経済領域協定の締結国の法に基づいて紙媒体で発行されたそれと同等の小切手。②手形法にいう紙媒体の手形または他の EU 加盟国もしくは欧州経済共同体条約のその他の締結国の法に基づいて紙媒体で発行されたそれと同等の手形。③紙媒体の商品券。④紙媒体の旅行者小切手。⑤世界郵便連盟の定義にいう紙媒体の郵便為替。

第 7 は、支払清算機関、中央対当当事者、清算機関または中央銀行と当該支払システムのその他の参加者と、当該支払システムまたは有価証券決済システムの内部で支払サービス業者との間で決済される支払行為。

第 8 は、第 7 に該当する企業または信用機関、金融サービス機関もしくは資本管理会社が信用制度法または資本投資法に基づく許可を得て実行する、有価証券投資に係るサービスに関連して行われる支払行為。

第 9 は、支払サービスの履行に資する技術的なサービスであるが、一時たりとも移転される金銭の占有を取得することがなく、技術的なサービス提供業者が行うサービス。これには、データの移転及び保存、私的領域の保護のために信頼を確保するための措置及びサービ

ス、通信や裁判所の本人確認、情報技術や通信ネットワークの設置、支払サービスのために用いられる端末機器及び設備の設置及び待機などが挙げられる。ただし、支払指図伝達サービス及び口座情報サービスは、この限りではない。

第 10 は、支払手段に基づくサービスであって、①発行者の営業所内または専門的発行者との取引約定の枠内でサービス提供者の限定されたネットワークの内部で、商品もしくはサービスを取得するために提供し得るサービス、②極めて限定された商品や役務の取得のために提供されるサービス、または、③発行者との間の営業上の合意を有する提供者の特定の商品もしくは役務の取得のために、国内で投入され、かつ、企業の要求もしくは公法上の規定に基づき特定の社会的もしくは税法上の目的のための公的機関からの要求に基づき、特定の商品もしくはサービス業者のサービスの取得のために提供されるサービス。ただし、過去 12 か月の支払行為の総額が 100 万ユーロを超過するときは、連邦監督当局に当該行為を届け出なければならず、かつ、提供されたサービスが上記①または②のいずれかの例外に該当する場合には、書面でその旨を明らかにしなければならない。連邦監督当局は、当該届出に基づいて、上記①または②のいずれの要件が存在しているかを決定する。当該企業の活動が上記①または②の要件に該当しないときは、連邦監督当局にそのことを通知するものとする（法 2 条 2 項）。なお、この支払手段に記録された金銭的価値は、支払サービス監督法上の電子マネーではない旨が明らかにされている（法 1a 条 5 項 1 号）。

第 11 は、電子的な通信ネットワークまたは通信サービスの提供者によって電子的通信サービスに追加してネットワークまたはサービスの参加者のために提供される支払行為であって、①電子的なコンテンツの取得もしくは消費に用いられる機器が何であるかに関わりなく、電子的なコンテンツもしくは言語サービスの取得に関係し、相当の対価で清算される支払行為であるか、または、②電子機器自体から発生する支払、もしくは電子機器を通じて配信され、かつ共同使用行為の枠組みもしくはチケットを取得するために相当の対価で清算され、各支払の価額が 50 ユーロを超えず、かつ、各参加者の月ごとの支払総額が 300 ユーロを超えない支払行為。もっとも、ある企業がこの行為をしたときは、連邦監督当局に当該行為について届出なければならず、上限額を超えていないことについて年に一度、確認証明書において報告しなければならない（2 条 3 項）。なお、この支払行為のために利用される金銭的価値は、支払サービス監督法上の電子マネーではない旨が明らかにされている（法 1a 条 5 項 2 号）。

第 12 は、支払サービス業者同士、その代理人または支店の間で自己の計算でなされる支払行為。

第 13 は、コンツェルンの内部または信用経済上結び付いたグループの構成員の間で行われる支払行為及びそれに関連するサービス。

第 14 は、他の支払サービスを提供しないことを前提とする現金引出サービス（Bargeldabhebungsdienst）である。現金引出サービスとは、金銭を引き出す顧客との間

に固有の枠契約を締結することなく、現金自動支払機を通じて一または複数のカード発行者のために現金を交付するサービスである（法 1 条 32 項）。

第 15 は、共同利用行為または営利目的のない活動の枠組みにおいてなされる現金の受領及び引渡し。